

第 39 号議案

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 9 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

所得税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。